

留置施設の実地監査に関する規則

留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

平成 28 年 3 月 14 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規則第 4 号

留置施設の実地監査に関する規則

(実施項目)

第 1 条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 18 条の規定による実地監査（以下「実地監査」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第 2 条 実地監査は、関係者からの聞き取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第 3 条 実地監査は、毎年度少なくとも 1 回、全ての留置施設において実施しなければならない。

(留意事項)

第 4 条 実地監査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(富山県公安委員会への報告)

第 5 条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、富山県公安委員会に対し、毎年度少なくとも 1 回、実地監査の実施状況を報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

第 6 条 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し、必要な事項の細目は、本部長が定める。

附則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。